

## 小山市高等職業訓練促進給付金等事業

この給付金は、ひとり親家庭のお母さんやお父さんが、資格取得のための養成機関を受講する場合に、修業期間内の生活負担を軽減することを目的にその全期間（上限48ヵ月）について支給されるものです。

### ❁ 対象になる方は

「ひとり親家庭の母や父であって、次の要件にすべて該当する方」です。

- ・小山市に住所を有する方
- ・児童扶養手当を受けているか、同じ位の所得水準にある方
- ・この給付金と趣旨を同じくする他の給付を受けていない方
- ・過去にこの給付金等を受けたことがない方

### ❁ 対象となる資格は

看護師（准看護師含む）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・  
歯科衛生士・美容師・社会福祉士・調理師などです。

（その他の資格については、個別にお問い合わせください）。

なお、養成機関におけるカリキュラム期間は1年以上であることが必要です。  
原則として全日制（通学制）が対象となりますが、通信制についても対象となる場合がありますので個別にお問い合わせください。

### ❁ 支給される金額は

月額10万円（市県民税課税世帯の方は月額70,500円）となります。

※最後の12ヵ月は月額14万円（市県民税課税世帯の方は月額110,500円）

### ❗ 「資格取得するためにこの制度を利用して修学したい」という方は受講の申し込みをする前に必ずご相談ください。

事前にご相談いただくことで、「この制度の対象者ではなかった」「思っていた金額や期間ではなかった」といったトラブルを回避することができます。

#### 【問合せ先】

小山市役所 子育て家庭支援課 子育て支援係  
TEL：0285-22-9857

～ 申請の流れ ～

### ① 事前相談 ※講座の申し込み前

市にて、本給付金の支給対象になるか面接をさせていただきます。受講期間、資格取得に対する意欲、現在の生活状況（経済状況、お子さんの養育状況など）と就職後の展望などをお伺いします。本給付金の決定に必要な情報となりますので、ご承知おきください。

#### 【持ち物】

- 受講を考えている講座のパンフレット（受講期間、授業料等の記載があるもの）
- 教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークが発行するもの）

### ② 申請

下記のを準備し、事前にお電話の上窓口までお越しください。

#### 【持ち物】

- 戸籍謄本                       通帳                       印鑑
- 受講講座のパンフレット（授業料等が記載されているもの）
- マイナンバーが確認できる書類（同一世帯に属する者の分も含む）
- 児童扶養手当証書（写）
- 修業している養成機関に在籍していることを証明する書類（合格通知書等）

### ③ 支給決定

後日郵送にて、支給決定通知書をお送りします。

## 🌸 高等職業修了支援給付金について

修学が終了し卒業された方が対象となります。支給額は非課税世帯が5万円、課税世帯が2万5千円となります。卒業後 30 日以内の申請が必須となりますので、申請の際はご注意ください。

### ① 申請

#### 【持ち物】

- 戸籍謄本                       通帳                       印鑑
- 当該講座の修了証明書の写し
- 児童扶養手当証書（写）
- マイナンバーが確認できる書類（同一世帯に属する者の分も含む）